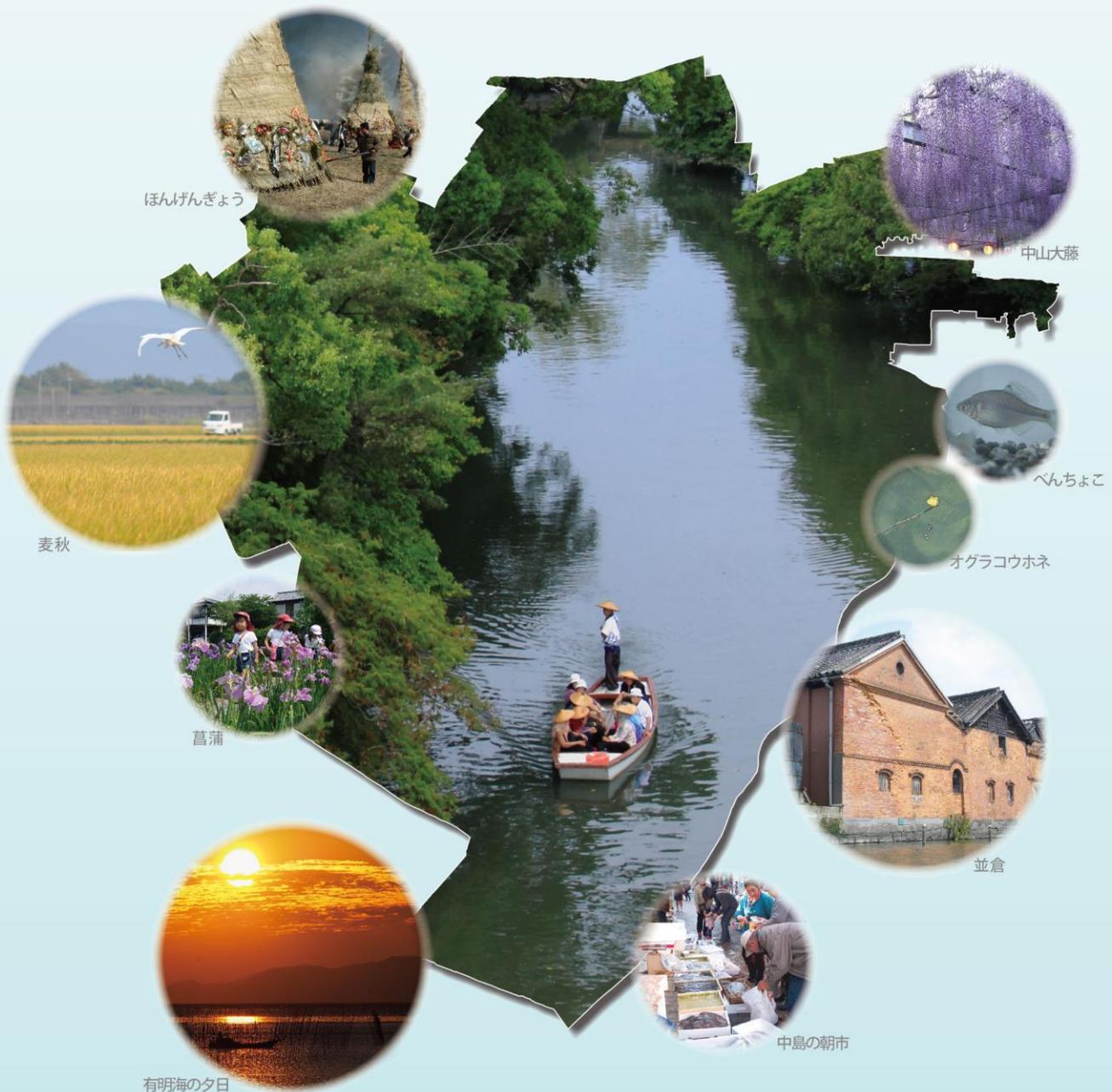


水と人とまちが美しい 水郷柳川



柳 川 市
都市計画マスタープラン
【改訂版】
平成28年12月

はじめに

本市では、平成 19 年度より、市民の皆様からいただいた都市づくりに関する意見をもとに、20 年後のまちづくりについて検討を行い、平成 21 年 3 月に柳川市都市計画マスタープランを策定し、この計画に基づいてまちづくりを進めてまいりました。

この計画策定から約 8 年が経過し、施策の進捗にともない道路や駅周辺の都市基盤の整備が進み、大規模集客施設などの都市機能が集積するなどの変化が現れています。一方で、柳川市民文化会館など公共施設建設の新たな施策の展開を進める必要が生じています。

また、本格的な人口減少社会の到来にともない、持続可能な地域社会の維持にむけて、平成 27 年 10 月に策定した「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を実施するとともに、まちづくりの骨格となる都市計画においては、いかに持続可能な都市構造を築き上げていくかということが重要なテーマとなっています。

そこで、こうした社会・経済環境の変化に対応するため、平成 21 年 3 月に策定した都市計画マスタープランの理念を継承しつつ、変化への対応と新たな考え方で、都市計画マスタープランの一部見直しを行いました。

今後は、この都市計画マスタープランに沿った施策の展開により、将来像を実現し、持続可能で誇れるまちづくりを進め、次世代に繋げていきたいと考えております。

結びに、「柳川市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、多大なご尽力をいただいた検討委員会及び都市計画審議会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今後の都市づくりに一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 1 2 月

柳川市長 金子 健次



目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
1-1 都市計画マスタープランとは	2
1-2 都市計画マスタープランの役割	3
1-3 都市計画マスタープランの位置付け	4
1-4 都市計画マスタープランの策定体制	5
1-5 都市計画マスタープランの計画期間	7
第2章 柳川市の現況と課題	9
2-1 柳川市を取り巻く社会的動向	10
2-2 柳川市の現況	12
2-3 都市計画の現況	32
2-4 市民の意識調査	34
2-5 柳川市における都市計画の課題	40
第3章 全体構想	47
3-1 都市づくりの基本姿勢と将来像	48
3-2 分野別の方針	63
○土地利用	65
○市街地整備	76
○交通体系	79
○都市施設（供給施設・処理施設等）	88
○自然環境	95
○景観	105
第4章 地域別構想	107
4-1 基本的な考え方	108
4-2 地域区分の設定	109
4-3 地域別方針	110
①柳城地域	111
②昭代地域	117
③蒲池地域	123
④柳南地域	129
⑤大和地域	135
⑥三橋地域	141
第5章 都市づくりを実現するために	147
5-1 将来像実現にむけた施策	148
5-2 都市づくりの体制づくり	153
資料編	157
1. 都市計画マスタープランの策定経緯	158
2. 用語集	163

第1章

都市計画 マスタープラン の概要

第1章 都市計画マスタープランの概要

1 - 1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

策定にあたっては、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら進めることになります。

市町村が、都市を、ゆとりと豊かさが実感できる人間居住の場として整備するとともに、個性的で快適な都市づくりを進めるために、具体的な都市づくりの方針を策定するものです。

1 - 2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランを策定することで、各分野の都市づくりが連携します。

都市計画マスタープランの役割

1. 都市の将来像の共有

都市計画マスタープランで具体的な都市像を明確化し、目指すべき都市の将来像を、市民、事業者、行政が共有します。

2. 都市計画の決定・変更への反映

都市計画マスタープランを都市計画道路の見直しなど都市計画の決定や変更へ反映させて、計画的な都市基盤づくりを進めます。

3. 方針に基づく一体的な整備

都市計画マスタープランで都市づくりの方針を明確化し、事業毎の目的に応じて行われていた整備を方針に基づくものとし、地域の特性を生かした理念あるまちづくりを進めます。

4. 各種施策への反映と連携

都市計画マスタープランを緑の基本計画や農業振興地域整備計画など関連施策に反映させ、目標とする将来の都市像の実現に向けて横の連携を十分に図りながらまちづくりを進めます。

5. 協働のまちづくりの推進

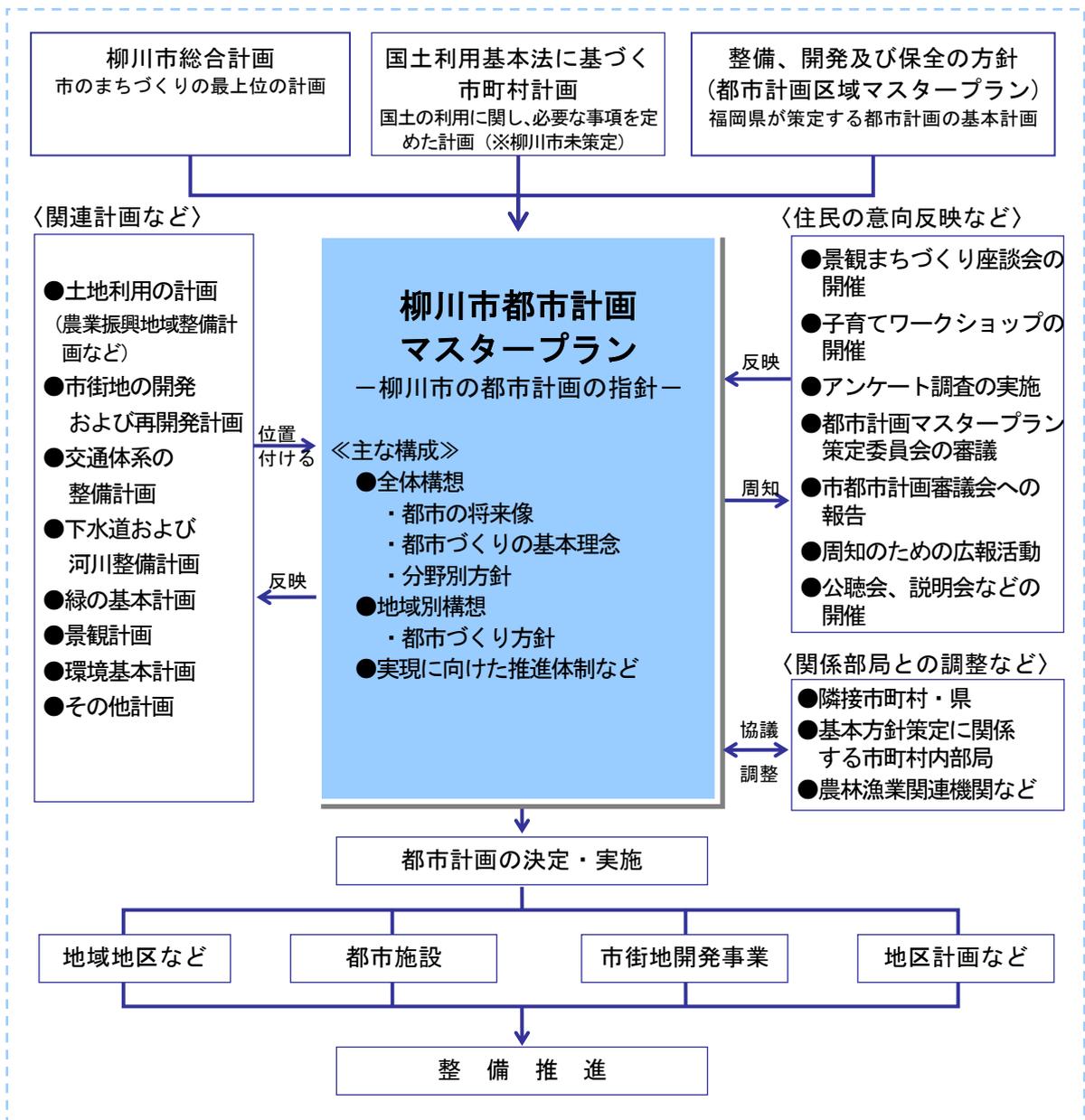
市民と行政が協働して課題や方針を検討し、将来の都市の方向性を示すことで、市民や事業者の各種都市計画事業に対する理解と協働の取り組みを推進します。

1 - 3 都市計画マスタープランの位置付け

本市都市計画マスタープランの上位計画は、「柳川市総合計画」と、県が策定する都市計画の基本的な方針「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）、および「国土利用基本法に基づく市町村計画（本市未策定）」があります。

本市都市計画マスタープランは、これらの計画に即した方針を掲げる必要があります。また、市が定める都市計画の方針になりますので、策定後は、土地利用、道路・公園などの都市施設の配置、市街地整備など個別の都市計画に対しては、本市都市計画マスタープランに即して進めることになります。

都市計画マスタープランの位置付け



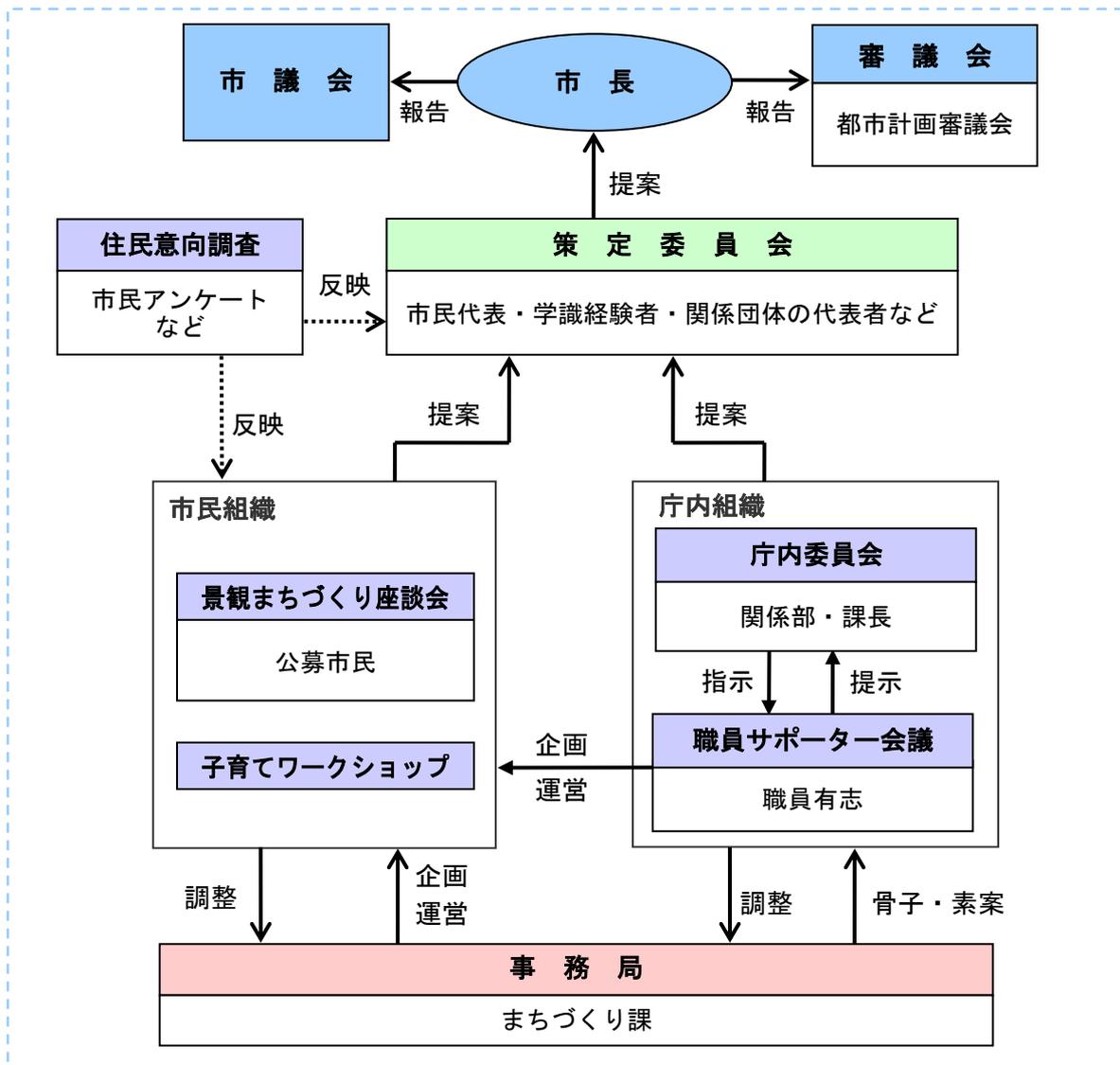
1 - 4 都市計画マスタープランの策定体制

本市都市計画マスタープランの当初策定にあたり、市民の意見を反映した計画づくりを進めるため、市民参加による景観まちづくり座談会を組織しました。

さらに、座談会の意見を土台として、各分野との調整を図るとともに、学識経験者の意見を受けながら計画策定を進めるなど、広く意見をうかがいながら、市民と行政が協働して「柳川市の20年後（2029年）の都市のあり方」を描きました。

「策定委員会」：市民代表，学識経験者，関係団体の代表者などで構成。
 「庁内委員会」：行政内部の関係する部課長で構成。
 「職員サポーター会議」：職員有志で構成。座談会の企画運営。

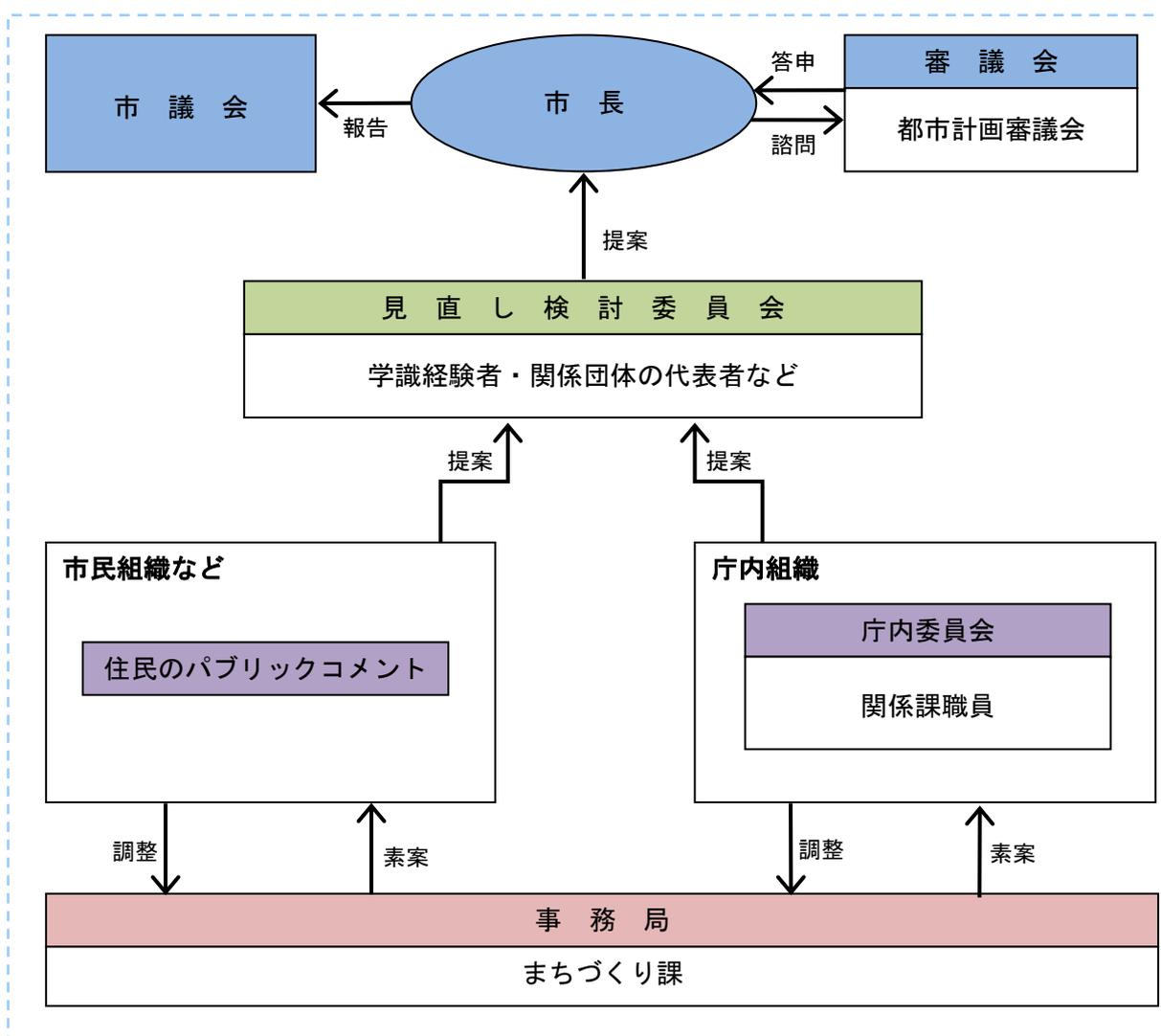
当初策定体制



今回の見直しについては、当初の基本姿勢や将来像など基本的な視点は、そのまま引き継ぎ、当初策定からおおむね5年が経過したなかで生じた、社会・経済環境の変化や市の施策に関連するものを中心に対応した部分的なものであり、体制については、簡略化して実施しました。

「見直し検討委員会」：学識経験者、関係団体の代表者などで構成。
 「庁内委員会」：行政内部の関係課職員で構成。

見直し策定体制



1 - 5 都市計画マスタープランの計画期間

都市計画マスタープランの目的

本市都市計画マスタープランは、当初策定からおおむね 20 年後を目標としています。

本市総合計画で定めた目標である『生きがいと活力に満ち自然と共生する住みよいまち』の実現に向けて、計画的に都市づくりを行うため、中長期を見据えた都市計画の方針を定めます。

● 計画の基準年次 : 平成 21 年 (2009 年)

おおむね 20 年後

● 計画達成の目標年次 : 平成 41 年 (2029 年)



※掘割周辺を例としてイメージした図であり
都市計画マスタープランは市全体を対象としています。